

第二十四回国会 衆議院 通信委員會議議録 第六号

昭和三十一年二月十五日(水曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 松前 重義君

理事秋田 大助君 理事小泉 純也君

理事廣瀬 正雄君 理事早稲田 柳右エ門君

理事松井 政吉君 理事森本 靖君

宇田 耕一君 川崎末五郎君

竹内 俊吉君 濱地 文平君

山本 利壽君 伊藤 好道君

杉山元治郎君 原 茂君

八木 昇君

出席國務大臣

郵政大臣 村上 勇君

出席政府委員

自治政務次官 早川 崇君

總理府事務官(自治行政事務部長) 奥野 誠亮君

治行(事務部長) 上林山榮吉君

郵政政務次官 委員外の出席者

大藏事務官 岩尾 一君

(主計官) 郵政事務官(大

臣官) 信監理官 松田 英一君

信監理官 吉田 弘苗君

専門員 吉田 弘苗君

本日の會議に付した案件

小委員会設置の件

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

電気通信事業に関する件

○松前委員長 これより會議を開きます。去る十日日本委員会に付託になりました

た電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし審査に入ります。まず政府当局より提案趣旨の説明を求めます。村上郵政大臣。

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公社がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日まで」を「日本電信電話公社(以下「公社」という)がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日まで」に「日本電信電話公社が定める」を「公社が定める」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 公社は、前条第一項の規定による支払があつた加入電話に係る加入契約がその効力を失つた場合において、その効力を失つた日前五年以内にその加入電話の加入者が同項又は第四条の第三第一項の規定による支払をしていないときは、その加入者の支払の額の合計額(その効力を失つた日前五年以内に公社が第四条の四の規定による支払をしていないときは、その加入者の支払の額の合計額を控除した残額)を加入契約が効力を失つた際

における加入者に支払わなければならない。

第三条第一項中「日本電信電話公社」を「公社」に、「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「日本電信電話公社」を「公社」に改める。

第四条中「日本電信電話公社」を「公社」に、「同項の規定により支払つた額」を「その加入電話の加入者が同項又は第四条の五第一項において準用する第四条の三第一項の規定による支払をした額の合計額(公社が第四条の四の規定による支払をしていないときは、その加入者の支払の額の合計額を控除した残額)」に改める。

第四条の二第二項中「日本電信電話公社」を「公社」に、「昭和三十一年三月三十一日までの間」を「昭和三十一年三月三十一日までの間」に改める。

第四条の二の次に次の三条を加える。

(加入電話の種類の変更の場合の負担等)

第四条の三 第一条第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求をした加入者は、公社が昭和三十一年三月三十一日までにその請求に応ずべき旨の通知を発した場合において、変更後の加入電話の種類と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払すべき債権の額と同一の種類

の規定により引き受けるべき債権の額と同一の種類

の規定により引き受けるべき債権の額と同一の種類

の規定により引き受けるべき債権の額と同一の種類

の規定により引き受けるべき債権の額と同一の種類

の規定により引き受けるべき債権の額と同一の種類

の規定により引き受けるべき債権の額と同一の種類

の規定により引き受けるべき債権の額と同一の種類

の規定により引き受けるべき債権の額と同一の種類

の規定により引き受けるべき債権の額と同一の種類

の規定により引き受けるべき債権の額と同一の種類

の規定により引き受けるべき債権の額と同一の種類

の規定により引き受けるべき債権の額と同一の種類

変更の請求に応ずる場合に準用する。この場合において、第四条の三第一項及び第三項並びに前条中「加入申込をした」とあるのは「復旧工事が完了した」と、第四条の三第三項中「加入申込の承諾の通知を発した」とあるのは「復旧工事を完了した」と、前条中「その通知を発した日」前五年以内にその加入電話」とあるのは「その加入電話」と読み替えるものとする。

2 前二条の規定は、公社が第四条の二第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求に応ずる場合に準用する。この場合において、第四条の三第一項及び第三項並びに前条中「加入申込をした」とあるのは「設置が完了した」と読み替えるものとする。

第五条第一項中「日本電信電話公社」を「公社」とし、「昭和三十一年三月三十一日までの間」を「昭和三十一年三月三十一日まで」に改める。

第五条の二第一項中「日本電信電話公社」を「公社」とし、「昭和三十一年三月三十一日までの間」を「昭和三十一年三月三十一日まで」に改め、「通知を発したときは」の下に、「第四條の三第一項又は第三項（第四條の五において準用する場合を含む。）の規定による支払又は債券の引受をする外」を加え、同条第二項中「日本電信電話公社」を「公社」と改める。

第五条の三第一項中「日本電信電話公社」を「公社」とし、「昭和三十一年三月三十一日までの間」を「昭和三十一年三月三十一日まで」に改め、三十六年三月三十一日まで」に改め、

同条第二項中「日本電信電話公社」を「公社」と改める。

第五条の四「日本電信電話公社」を「公社」と改める。

第条六の二「日本電信電話公社」を「公社」とし、「又は第三條第一項の加入者」を「第三條第一項の加入者、第四條の二第一項の加入申込に係る権利を有する者又は第四條の三第三項（第四條の五において準用する場合を含む。）の種類の変更の請求をした加入者」に改める。

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

○村上周務大臣 たいだいま議題となり

ました電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

まず本法律案のおもな内容について申し上げます。この法律は、電話設備費の一部を加入申込者等に臨時に負担させるものでありまして、その期限は昭和三十一年三月三十一日までとなっておりますが、これをさらに五カ年延長すること、及び種類変更の際、この法律に基づく負担をして、設置された加入電話に対し変更前後の電話の負担金と債券との差額を追徴し、または負担金の差額を返還いたさせようとするものであります。

改正の理由を簡単に申し上げます。現在加入電話の設置等に際しましては、電話設備費負担臨時措置法により、その設置費用の一部を加入申込者等に臨時に負担させることとなっており、これにより日本電信電話公社は年間約百億円の資金を獲得して、建設資

金の一部に充当し、鋭意加入電話の増設等に努めているのでありますが、この法律の期限は今年の三月三十一日までとなっております。

現在わが国の電話の普及率は、欧米諸国に比較すると相当低位にあり、わが国の経済その他各般の活動に即応せず、その要望を満たし得ない状況でありまして、わが国の復興、発展のためには、さらに一その整備、拡充が必要であると考えます。これを電話の需給状況について見ましても、加入電話の需給は依然として多く、三十年度末における積滞申込数は約四十二万と予測され、しかもこれまで毎年新規増設数と同程度もしくはそれ以上の新規需要があるため、年度末積滞数は毎年数十万に上り、今後現行の設備負担制度を存続いたしましても、このような積滞電話の状態はなお当分続くものと考えられます。次いで電話局等の基礎施設の面におきましては、三十年度末において局舎に余裕がないため、電話の増設不能となる局は都市のみでも百四十一局に達し、これが加入電話の増設に従って増加してくる状況であり、新局舎等基礎施設の建設の必要に迫られております。さらに今後右に對する対策のほか、町村合併に伴う電話局の統合及び農山村における無電話部落解消等を実施することが必要であります。

これらのための建設資金は、毎年六百億円に近い額に達する見込みで、相当程度の外部資金の調達が必要となりますが、そのうち公募債券の発行等財政投融資による調達方法も、過去の実績から見まして、その大幅な増額を期待することはきわめて困難であり、負担法に基く建設資金約百億円の確保が

できないとすれば、電話設備に関する整備拡充の計画に大きなそごを来たすものであります。従いまして電話に對する社会の熾烈な要望にこたえ得るよう事業の整備、拡充を進めていくためには、現行負担法の存続が、なお当分必要であると考えられます。また現行法には加入電話の種類変更の場合の規定がないため、加入電話の種類の変更の際、負担金並びに債券の二重負担となるなど不合理な事態も生じますので、この際新たに必要規定を設け、負担の調整をはかることといたそうとするものであります。

以上で本法律案の概略の説明を終ります。次に御決下さいますよう御願ひ申し上げます。

○松前委員長 次に電話通信事業に関する件について調査を進めます。この際質疑の通告がありますので、これを許します。松井政吉君。

○松井委員 大蔵省関係、自治庁関係はどなたがお見えになっておりますか。ちよっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○松前委員長 大蔵省は岩尾説明員が見えております。自治庁は政務次官が今参ります。

○松井委員 それではちよっとお伺ひしますが、自治庁の方が見えになるまで、ただいま大臣の説明になった事柄で一言質問をしたいと思ひますが、よろしくうございますか。

○松前委員長 よろしくうございます。

○松井委員 それではちよっと大臣に御質問申し上げますが、負担金並びに債券の二重負担となるその不合理な事態を改めるために、新たな規定を設けるというところでございますが、その規定の構想をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○松田説明員 お答え申し上げます。大体今の提案理由の中に御質問のようなことを申し上げましたのは、電話の種類の変更の場合の規定でございます。今度の法律の中では第四條の三、第四條の四、第四條の五というところがそれに關連しておるところでございます。現在公衆電話通信法の方では加入の種類の変更を認めておりますが、今までの設備負担法の方では、この種類の変更の場合にどうするかという規定がございせんので、事実問題といたしまして、先ほど理由の中に申し上げましたようなことが起り得たわけでございまして、そこでそういうようなことが起りませんように、加入の種類の変更の場合に、適当に負担金あるいは債券を必要の場合にはその差額を追徴し、あるいは場合によっては負担金に對しては返還をするという規定になっておるのでございまして、大体の考えを申し上げますと、今たとえば共同の電話から単独電話に変わるとした場合を考えるとすれば、現在その共同の電話をつけるとすれば、取られるべき負担金あるいは債券、それと単独電話を現在つけるという場合と、そのときに取られるべき負担金あるいは債券、その両方を比較いたしまして、その差額を単独電話にする場合に納めていただくという構想でございます。それから単独電話から共同電話に変わるとした場合に、これは返す金はないと単独電話をつけたときに納めた金を返す。債券

については返すという規定がございせんのでその問題は起りませんが、負担金の場合には返すということがございしますので、納めた金を返すということは、すでに現在までの法律でございしておりますので、その返すべき額から現在共同電話になるというしまして、今つけられ当然納めなければならぬ負担金の額というものをそこから差し引いて残りを返す、大体一番根本の思想はそうなっております。それをいろいろのケースを考へまして、相当複雑な規定になっておりますが、大体一番の大筋といたしましてはそういうことになっております。

○松井委員 そうすると大体共同電話から個人電話、個人電話から共同電話、その操作の場所がこの新たな規定の内容の中心をなしておるのですが、どういうことですか。この二重負担になるという中心はそこだけでございしますか。

○松田説明員 この点を御説明申し上げますと、たとえば負担金の場合で申し上げますと、五年たつてしましますと負担金はもう返さない、そういうことになりまして、その場合にたとえ共同電話であつたものが単独電話になるということになりますと、一応共同電話をやめて単独電話をつける、こういう格好になって参りますので、そうしますと共同電話で納めた金は返さない。しかも単独電話で新しくつけるということになりまして、単独電話の金もまたいただかなければならぬ。そうすると二重負担になるということになりますので、そうならないようにその差額をもらつていくということにしたい。それから債券の場合にもやは

り同様でございまして、債券の場合には五年たつた間でも債券は返すという考へがございせんので、一応債券を共同のときに負担しておきながら、また単独で新たにやるという格好にしますと、また単独の分について債券を負担しなければならぬ。もちろん債券は将来返してもらへる金ではございすけれども、一時的に見れば、やはり前にも負担をし今度も負担をしなければならぬということになりまして、そうならないように、その差額を取つていくというふうにして、種類の變化に即した負担の仕方を定めた、こういうことが中心でございします。

○松前委員長 松井君に申し上げます。自治庁から政府委員税務部長奥野誠亮君がお見えになりました。政務次官はおつけ見えをうであります。よろしければ質問をお願いいたします。

○松井委員 それではただいま説明をいただきました法案については、後刻質問させていただきます。

ちよつと最初に大蔵省並びに自治庁の方々にお伺いしますが、大臣の責任において答弁することが本日できましようか。これからお伺いしようと思つて、主として三公社中心に考へておられる納付金ですか、固定資産税ですが、それに関連する質問をしたいと思つて、その場合に大臣としてお答えのできる部分がございしますか、それとも事務的な手続の問題だけしかお答えにないのですか、この点を一つ先にお伺いしたいと思います。

○奥野政府委員 問題の性質によりましては、政府として決定した部分はそれはそういうふうにお答えできると思

ます。また個人としてお答えをしなければならぬような問題がありました場合には、そのことをはっきりお断わりしてお答えをいたしたいと思います。

○岩尾説明員 ただいま奥野部長のお話しになったと同様な感じでお答えいたしたいと思います。

○松井委員 なぜこういうことをお伺いしたかという、この前当主管大臣以外の主管省からおいでになったときにお伺いいたしましたところが、それは大臣でなければわからないという御答弁がかなり多かったもので、念のためにお伺いしたわけです。

ましては、固定資産税を三公社等に課すべきだという意見と、課すべきでないという意見とあるわけでありまして、結局納付金の形になったわけでありまして、納付金であります以上は、固定資産税ではございせん。しかし納付金の制度が立てられるに至ります過程におきましては、固定資産税を課すべきだという意見から出発して参つておるわけでありまして、その結果は評価額の配分の問題でありますとか、固定資産税に準じて扱つて参ることになるわけでありまして。

○松井委員 そこまでは答弁をいたしているのです。従つてこの性格は一体税金であるのか、そうでなくて、たとえば昭和十二、三年ごろまでですか、やつておりました国鉄あるいは郵政事業等から、納付させる納付金の性格であるのか、今の性格を聞いておるのです。方法はもう大臣からお伺いしておるのです。その性格というものは一体何の性格ですか。税金であるのか、昔ながらの納付金であるのか、どういふ性格か、それを一つ御説明願いたいというのです。

○奥野政府委員 納付金は施設所在の市町村に対して納付されるものでございします。国に納付されるものとは異なると考へております。公社にとりましては経費であらうというふうな存じております。当該資産と市町村の施設との利益関係に着目しまして、当該市町村に対して、公社から納付金が一種の経費として支出されるものか、かように考へております。

○松井委員 そういたしますと、これは地方自治体救済のために取るのだ。従つて地方自治体に交付するのだ、こういうことなんですね。それでは交付の場合の性格は、配付税法に基づく配付税みたいなことになるのか。それから、納付金と納付金に分けて、これだけはあるのとなつたところの自治体によつてやれという交付金なのか、地方自治体に対しては補助金的な性格を持つのか。これ

○奥野政府委員 納付金の問題につき性格を御丁寧に説明願いたい。

○松井委員 そういたしますと方法だけしかお伺いできないのですが、かり

を交付する場合の性格はどうなんでしょうか。これが固定資産税なら地方税でございいますから、所在自治体に評価に基いて固定資産税を納めればいいわけでしょう。そうではなくて納付金として国が取って、今度は国が自治体に交付するわけでしょう。そういうことになりますと、納付金としての性格と、その金が今度は交付金となっていく場合場合の性格、これを一つ明瞭にしてみらわれないと大へなことになると思うのですが、その辺の説明を明瞭にお願いしたい。

○奥野政府委員　納付金は国が一たん取るのではありませんで、公社から直接市町村に納付していただくわけでありまして、たびたび申し上げますように、利益の一部をさくものではないに、経費として当該市町村に納付していただくわけでありまして、

○松井委員　市町村直接ですか。そうすると、三公社において固定資産をよけい持っている町村は、やはり固定資産がよけいなことから、そのまま市町村が直接公社からこれをもちろんですか。そして固定資産の少ない町村はその率に感じてもらうということですね。直接というあなたの言葉の解釈はそういうことでよろしゅうございますか。

○奥野政府委員 お話のように、当該施設所在の市町村に対して、施設の評価額に基きまして算定されました納付額を公社から市町村に納付するわけであります。その場合に、その評価をどうするかという問題になって参りますと、たとえば電電公社のような資産につきまして、所在の市町村ごとにごま切れにして評価をいたしました額

が果して正しい評価であるか、非常に問題があると思うのであります。全体を一連のものとして評価をして、初めて正しい評価ができるのではなからうか。そうしました場合に、全体を一連の固定資産として評価した場合に、施設所在の市町村の評価額が幾らであるかということとは、これは国鉄などの場合においては比較的わかりやすいのであります。たとえば単線キロ換算の延長に按分するのであります。が、電電の場合にはその間につきまして、郵政省との間で十分な相談がまだでき上っておりません。今後なお合理的な方法を研究して参りたいというふうに思っております。

●松井委員 評価の方法や評価の率を聞いておるのではないのです。たとえば固定資産税なら地方税ですから市町村直接なんです。ところがあなたは固定資産税ではない、国に納付してもらうのだという答えなんです。そうすると地方自治体救済のためという理由だそうですが、その理由でやりますと、三公社は都市には固定資産が多いのです。そこで、ほしい地方の農村は——この当該委員会だけの関係を言えど、電電公社ですから、電電公社の場合は、やはり郵便局における委託の電話設備しかないという町村もあるわけで、直接ということになるとそこは恩恵が少くなるわけですね。そういう解釈でよいのかどうかということです。

○早川政府委員 松井委員の御質問の点は、おそらく配分標準のことを聞いておられるのじゃないかと思ひます。配分標準につきましては、たとえば国鉄の場合にはレールのキロ数で行くと

か、あるいは電話なら加入者数で行くとか、そういうことが郵政省と相談するということになっておりまして、まだきまっておらないのであります。できるだけ偏在しないように考慮したいというつもりではあるのですが、何分納付金と申しましても固定資産のないところにはこれは行かない建前になっておりましてその点は誤解のないようににしてもらいたい。たとえば郵便局なら電話がないとか、国鉄の施設がないというような町村には、むろん納付金が行かないという点ははっきりしておるわけであります。

○松井委員　そうすると偏在しないと言つても結局偏在するのですね。要するに日本の国情が都市と農村と違うのですから……。

それではもう一つお伺いしますが、これには納付金という言葉がついておるが、これは大体税金でしょう。これは一つはっきり答えてもらいたい。

○早川政府委員　それは固定資産税のような納付金であつて、正式には税金ではございません。

○松井委員　それではお伺いいたしますが、一体納付金というものの定義と税金の定義とどう違うか、一つこの問題を中心として明瞭なる政務次官にこの定義をお伺いしたい。

○早川政府委員　詳しい定義の問題は
税務部長からお答えいたします。

○奥野政府委員 固定資産税であります場合には、徴税令書を交付いたしましたので、納付期限におくれますと延滞金を徴収いたします。そしてなお期限内におくれました場合には強制執行をして参る。しかし納付金の場合には、徴税令書がございまして、納付金納額告

知書を市町村から公社にお渡しいたします。また市町村と公社との関係でありますから、相互信頼の基調の上に立ちまして、延滞金とか強制執行とか、そういうようなことは何ら規定いたしておりません。そういうことを心配する必要はないというふうな考え方の上に立つておるわけであります。

○松井委員　滞納した場合はそれでよろしいのですか。

かっているものがございます。しかし、どういふ性格のものに對してどういふ税を課するのかということから、取るべきである、取るべきでないという議論が生まれてくると思います。ただそういう問題を離れまして、税を一切課さないということには現在の制度はなっていない、こういうふうに考えております。

○松井委員　制度がなっていないとい

○奥野政府委員 公社のような公共的な性格を持っているものにつきまして

は、そういうことは予想されないうえ、考え方によって立っているわけでありま

○松井委員　それではコーポレーションの性格について伺いたいのです。一体税金が取れるものであるの

か、取れないものであるのか。税金を取るとすれば、公社法そのものに盛られておる経理、財務の自由とか、そういうことが必要であるのかないのか。

コーポレーションというものは、一体税金が取れるものか、取れないものか。コーポレーションから税金を取るゝとすれば、それと反対給付によつて税金を生み出す營業面のカバールが必要になつてくると思う。それは世界の例だと思ふ。従つて日本における電電公社、国有鐵道のコーポレーションそのものの性格から、今次官がおっしゃつ

た税金が取れるかどうか。納付金が取れるかどうか。そういう理由が一体経営形態から成り立つのか、企業体の性格から成り立つのか、その点から一つ御説明を願いたい。

ネルだとか、そういうものがありますね。そういうところと公社の性格と、それから今まで取っているから取るのだという考え方の矛盾じゃないですか、これは。そうすると、今言ったような納付金というか、固定資産税というか、税金でもなければ、従来行なっておりまして納付金でもない、おかしなものを取らなければならぬということになっているのですが、除外されている分が多いですね。十七種類くらいございましょう。商工会議所とかそういうところ、今の三公社というものの性格をどうおきめになったのでしょうか。

○奥野政府委員 税を課するか課さないかというところは、単にそれを持っておるものの性格の差から生まれてくるわけではございません。もちろん性格の差から生まれてくるものもございましょうが、その他経済政策、社会政策、いろいろな見地から税制の上には織り込まれておるわけでございます。御指摘になりました宗教法人の持っている資産については、拝殿等、信仰の対象になっている分については課税しないことになっておりますが、それ以外の宗教法人の持つております資産については課税をいたします。それから帝都高速交通団の持つておりますトンネルについては、これは営団だから課税しないのはございませんで、地下鉄については莫大な資本を必要といたしますし、またその部分につきまして、街路電車との関係の料金の定め方の問題等もあるわけでありまして、若干そういう配慮をいたしているわけでありまして、なお非課税としておくことがいいかどうかということにつきま

しては、絶えず問題があるわけでありまして、今回地方財政の現状から、ある程度収入のある面についてこれを縮小していきたい、こういうような地方制度調査会なりあるいは臨時税制調査会なりの答申を尊重して立案して参ったわけでありまして。

○松井委員 それでは国有財産に固定資産税をかけられますか。かけることが正しいと思いますか。この点につきまして伺います。

○奥野政府委員 固有財産に対しては課税の形式をとつたらいいか、あるいはまた今回考えておりますような交付金の制度をとつたらいいか、これはいろいろ考え方がありまして、国の持つてゐる資産でありまして、場合によつては相当の負担をしてもらうた方がいいのじゃないか。しかし市町村の持つております課税権というものは、国によつて承認されて初めてそれが運営されていく。そうすると承認されてゐるものに対しては、税という形で負担を持つことは適当ではないのじゃないか、むしろそれよりも交付金という形で、固定資産税相当額を所在の市町村に交付してもらつた方がいいのじゃないか、こういうようなことが今回納付金に関する法律が立案された経緯でございます。

○松井委員 もう一つ伺いますが、今法律説明を伺いましたが、今の戦後に於ける電信電話の復興というものは、これは設備負担金の臨時措置法がございまして、利用者に負担金とそれから財源との二重負担をさせている。その結果建設しているのですよ。いわゆる設備その他にだいた充てているのですよ。そういういわゆる国民の負担で

作つた建物、機械、設備、一切の固定資産で国有財産の性格を持つてゐるものから、本質的には税金の性格を持つものを取るべきではないかと。

〔委員長退席、森本委員長代理着席〕
あなたの説明を聞いてみると、正しい正しくないはそれであるものじゃないかと、これではきめるものじゃないと、いろいろなことであることにきめたと、これだけがお答えのようですけれども、今言ったように国有財産的なものであり、それから設備負担金等の臨時措置によつて、電話利用者に財源あるいはその他の負担をさせている、そういう形になおかつその固定資産から税金を取ることが正しいかどうか。個人の意見でございまして、そういう方が正しいかどうか、正しくないがやむを得ないとおっしゃるのか。先ほどの個人の場合ははっきり言うというところでしたから、理論的に見て正しいかどうか、それをお伺いしたい。

○奥野政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたようにいろいろな答申を尊重していく問題、あるいは地方財政が非常に窮乏している問題、あるいはまた資産と当該市町村の施設との利益関係、資産がございまして市町村は消防施設を維持している、その資産を火災から免れるように相当の経費を必要とする、あるいは道路の問題、あるいは教育施設の問題、いろいろございまして、こういうような利益関係に着目いたしますならば、資産といたしましてもある程度の負担を市町村に出すことは、筋が通るのじゃないかという考え方を持つております。また租税政策の立場から考えました場合には、いろいろ

の見地も入ってくるわけでありまして、税金ではないという、昭和十二、三年ごろまで政府が扱つて参りました納付金じゃない、こういうことなんですね。それでこれは、この間郵政大臣にお伺いしたときには、交付するときにやはり自治庁が全部統括したような形にして、そして公平な分配を基礎にして交付する。その場合の性格は交付金になるのか交付金というか、あるいは補助金ではない、これは当然補助金であるわけがない、固定資産の評価に行つて取つてくるのだから、それをやるのだから、だから公平に分配するといふのですが、今度それを扱う場合には市町村と公社直接、いやそうじゃない、自治庁が統括をして公平に分配するのだ、こういうのですが、その辺のところは一体どう解釈したらよろしいのですか。そこでもた税金であるのか、納付金という新たな定義に基づく新たな金を取り上げるシステムが生まれたのか、そこにまたわれわれは理屈をつけなければならぬものが出てくると思ふのです。従つてその関係は一体どうなるのですか。交付の場合の扱い方は……。

○奥野政府委員 お話のように地方税という形ではなしに、固定資産税に準ずるものではないですか、納付金制度という新しい制度が生まれたわけでありまして、そのいきさつにつきましては、先ほど来るお話のありました通りでございます。現在固定資産税としまして、電力会社の資産でありますとか、あるいは軌道会社の資産でありますとか、こういうものは所在の市町村ごとにごま切れにして評価を

どうしても性格がわからないのですよ。税金ではないという、昭和十二、三年ごろまで政府が扱つて参りました納付金じゃない、こういうことなんですね。それでこれは、この間郵政大臣にお伺いしたときには、交付するときにやはり自治庁が全部統括したような形にして、そして公平な分配を基礎にして交付する。その場合の性格は交付金になるのか交付金というか、あるいは補助金ではない、これは当然補助金であるわけがない、固定資産の評価に行つて取つてくるのだから、それをやるのだから、だから公平に分配するといふのですが、今度それを扱う場合には市町村と公社直接、いやそうじゃない、自治庁が統括をして公平に分配するのだ、こういうのですが、その辺のところは一体どう解釈したらよろしいのですか。そこでもた税金であるのか、納付金という新たな定義に基づく新たな金を取り上げるシステムが生まれたのか、そこにまたわれわれは理屈をつけなければならぬものが出てくると思ふのです。従つてその関係は一体どうなるのですか。交付の場合の扱い方は……。

することはできないわけであり、全体を一つの固定資産として評価して、初めて適正な評価ができるわけであり、従いまして全体を一つの固定資産として評価をいたしまして、この評価額をさらに関係の市町村に配分いたしております。公社の資産につきましても同じようなやり方をしたい、かように考えておるわけであり、

○松井委員 そうすると郵政大臣がこの前おっしゃった、たとえば固定資産の多いところ少いのところ、それを自治庁で勘案をして、交付の場合には公平を期すというこの考え方は公平ではないですか。どういふことなんですか。

○早川政府委員 先ほど申し上げましたように、固定資産が全然ないところまではいきませんが、純粋な固定資産のやり方では、非常に富裕な施設のあるところについてしまします。で、できるだけ人口なんかは比例できるように、軌道のキロ数によるとか、電話の加入数によるとか、そういったものと、郵政大臣が言われておりましたような公平に相当するものではないか。従って交付税のようなやり方で取り上げて、不交付団体にはやらぬ、こういうところまでは全然いけません、しかし御趣旨の点は相当いい。特に国鉄の資産の場合には、大体四十三億のうち十七、八億財源調整をしたのと同じ結果になる。その配分基準にしましては総理府令で定め、郵政省と国鉄とも御相談してきめよう、こういうことになっておりますので、財源の公平化の理念というものは十分取り入れて考えたいと思います。

○松井委員 考え方はわかるのです

が、現実の問題として、大半の県は、地方財政は赤字なんです。ところが赤字にならない県が幾つかあるわけ、す。その赤字にならないような富裕都道府県といわれるような地域の方が、固定資産をよけい持っているのじゃないですか。それを評価して取り上げるか、そこにはその評価額だけやらぬ、そしてほんの小さな郵便局、委託の電話局等の町村には固定資産としての所在があるのだから、そこへは評価の三倍くらい分けてやるというのか、そういうことはやらないのか、その点をはっきり説明してほしい。

○早川政府委員 具体的な取りきめはきめておりませんが、たとえば富裕団体は全然いかにぬというところは、今度の納期の性質上からいって私は無理だと思ひます。できるだけ公平にいかにぬにしまして、たとえば国鉄とか、おそらく郵便局のないところはほとんどないのじゃないかと思ひますが、もしそういうところがありましてならば、別途そこは交付税というところで交付していく、こういうふうな総合的に考えまして、せっかくいただいた納付金でございまして、できるだけ地方自治体公平の原則に沿うように配分いたしたいと考えておりますが、こまかいことはまだ御相談してございせん。

○松井委員 こまかいことは相談してないということではございせんから、それは今後御相談なさるだらうけれども、極端な例が、東京は赤字自治体ではないですね。従って地方の自治体救済のためというので、こういう納付金制度を設けた。理屈に合わないが、まず三公社から取れということでは、理屈に合わないということでは、

あなたの方で語弊があると言ってしまうが、われわれの方から見ると理屈に合わないですよ。税金であるのか何だか、性格がわからないから、私の方から考えればそう思ひます。そこから取って、東京のものは減して、そして自治体救済のために公平に渡すという説明もときたま伺ひしているのです。極端な例だけれども、そういうことをやり得るのかやらないのか、交付の場合にどうするの。

○早川政府委員 地方財政の全般的な問題になります。東京なんかにも、普通の市町村の固定資産税なら百いくというの、レール敷でいくと五十くらいまでしかいかにぬという結果になる、そういう点が一つ。もう一つは、富裕団体という言葉を言うと東京都は非常に怒りますので、不交付団体と私は申しますが、それだけ入ることで、今度は交付税の配分の面でそれだけの納付金が入れば、さらに交付団体はふえるわけ、だからそちらへいくべかりし交付税はほかへ回せない、総合的に考えましてわれわれはやりたいたいと思ひますので、いわゆる富裕団体のみプラスするとか、富裕団体をさらに富裕にするとか、交付税という調整作用を併用することによって十分防げる、かように考えておるわけであり、

○松井委員 それはどこが取り扱うのですか。

○早川政府委員 自治庁において交付税の運営はいたすことになり、

○松井委員 そうするとある場合、その法律を出しますね。その法律と関連をして地方税法等の法の改正をやらなければならぬところがあるのかないのか。

○松井委員 そうですね。法律に關連

か。やるとすればどういふ法律に關連があるのか、それをちょっと伺ひします。

○早川政府委員 別に法律改正をしなくても、納付金というような基準の財政の収入に入りますので、自動的に交付税の基準によって調整が行われる、こういうことになるわけ。

○松井委員 そうすると、予算ではやはり納付金は歳入、交付するときは歳出になつてくるわけですか。

○奥野政府委員 公社の経理の問題です。所在市町村としては、もちろん歳入としておるわけであり、歳出は、消防費に充てるか、教育費に充てるか、その他の何に充てるかというものは別問題であります。

○松井委員 そうすると、国は全然関係しないことになるのです。国は全然歳入歳出には関係しないことになるのですか。

○奥野政府委員 国とおっしゃいますと何ですが、公社の予算と市町村の予算とは関係することになるわけでありまして、国の一般会計は何ら関係いたしません。

○松井委員 そうすると何とおかしいのです。それはお伺ひしますけれども、固定資産の評価をする場合に全部を押さえますか、それとも除かれるものが想定されておられますか。設備、施設その他に於いて……

○早川政府委員 郵政の場合には、資産の再評価ができておらず、財産目録もできておらずから、その線に沿って納付金を算定いたして、こういう客観的な標準によってやる、こういうことになつておると思ひます。

○松井委員 いや、そういう答弁ではなくて、具体的に、固定資産であれば全部評価の対象にするのか、それとも今すでに除外しなければならぬと想定されている設備があるのか。これについてお伺ひしたい、こういうことなんです。

○奥野政府委員 固定資産税の場合には、課税客は御承知のように土地と家屋と償却資産であります。償却資産の範囲につきましてはいろいろ問題がございまして、しかし公社につきましては、財産目録が国会に提出されましますので、地方税法でいいます償却資産で財産目録に登録されるべきものをいう、こういうようなことになつてしまつて、範囲を財産目録に合せることに立法を予定いたしております。それからなお、固定資産税の中でも学校等につ

○奥野政府委員　營業用の施設として除外するものがあるかないかとおっしゃいますけれども、全面的に納付金の対象にいたします。そのかわり公社の特殊な性格がございますので、課税標準は価額をそのまま使いませんで、価額の二分の一を課税標準にしていこう。これは四分の一にする。そういうこ

固定資産税体系になるわけですね。そういう解釈でよろしいうございいますか。

○岩尾説明員　今回公社から市町村に納付することになりました市町村納付金につきまして、その性格が何であるかという御質問でございますが、これは先ほど奥野政府委員から御説明があ

当するもの、さらに土地、建物につて事業用のものがあれば、その分を自治庁の方で計算させる、そして金額きまる、その金額について、この市町村にはこれだけ、この市町村にはこれだけというふうな算定を自治庁の方され、その計算書が参りますと、それによって所在の電気通信局から所在の市町村に渡す、こういう形をとっております。

○松井委員　そうすると、この前大臣が御答弁なさいましたように、自治庁が統括をして、できるだけ偏在のないように分けてやるということではないことになりませうね。これも市町村と公社が直接して参りますから、そういう形になるのですね。それで評価の場合と他市町村との関係の場合との扱いは、ただいまお伺いいたしましてはつきりいたしましたが、そういうことになると、国は全然関係がない。従つてこれは地方税の範疇内に入る。だから市町村と公社の関係だけが生じてくる。そこで納付金として全部納めさせて、それを自治体の救済のために交付金の形で交付してやるという形ではなかななるわけでありませうね。そういうことではないのですか。

○岩尾説明員　ちょっと私の説明がまずうございましたが、国が介在しないということ、これは、歳入歳出に入つてこないという意味で申し上げておるわけでございます。自治庁が全体として公社の資産を評価いたしましたして、その評価額をどの市町村にどういうふうな配分していくかという点については、先ほど申されたように、全然固定資産のないところに戻すということではできませんけれども、所在しておる市町村に

対しまして、たとえば加入者の数でいこうとか、あるいはその他のいろいろな要件を考へまして、固定資産があるからこの市町村だけだというふうには割り切つてしまわないで、できるだけ公平な配分ができるように配慮を加えた上でその額を決定して、それを市町村に知らすわけでありまして、従つて市町村と公社との関係は、単に金の出し入れだけの関係で、どの市町村にどういふふうにいづらいいかという標準額の分配という点につきましては、国の機関としての自治庁が配分されるわけでありまして、その点でまだきまつておりませんけれども、できるだけ公平な配分になるような政令を作ることになるのではないかとこのうに考へております。

○松井委員 そこでたゞいま問題が起るのは、全然設備のないところの町村は、これは関係なしというところになりますね。ところが評価は同じ形において同じ標準で評価していくわけですね。そうすると、一つの町村において同じような評価をしていけば、かりに固定資産税はその町には、電電公社から自治体に納める納付金というものは、かりに標準評価でいけば千円しかないのだ。ところが隣の市においては、かりに五万円あるのだ。そうすればそれは固定資産税で、町村と公社だけで扱ふということになれば、それは千円と五万円になるわけですね。そうではないで、千円のところは、評価のやり方と交付のやり方で、地方自治体救済を目的とするのだから、二千万やろ、そのかわり五万円の市は、五万円ではなくて減つていくことになる。そういう関係の操作をやるような説明も

聞いているのですよ。ところが自治庁並びに大蔵省の今までの説明をずっと聞いていけば、そうではなく、国が関係するというのは評価と交付の操作に關係するだけであつて、歳入歳出はもう關係しないのだ、自治体と公社だけだ、こういう關係において割り振りができないことになつてゐる。明らかに固定資産評価の額だけしか、市町村と公社の間で扱えないことになる。そういうことになつてゐる。その場合において、公平の分配というものは一体どういふ意味に解釈するのでありますか。

○岩尾説明員 公平と申します場合には、国全体として市町村の財源を見まして、この市町村は非常に困つてゐる、この市町村は案であるという見地から、全体としてその市町村に必要な金をどれだけ分配していくかという面の、公平の分配の問題が一つあるわけでありまして、それからそういう場合に、現在では交付税によりましてその点をやつてゐるわけでありまして、電電の納付金だけにきまつてどういふふうな公平に分配していくかというふうになりますと、これはわずかに七億円の問題でございまして、全体としてこの国の市町村の赤字の財源配分の問題としては非常に小さなことでありまして、それをしよ、できるだけ富裕な団体とそうでない団体に不公平のないやうにやつていこうという配慮を加へる。しかしながらそれには限度がございまして、先ほど先生のおっしゃいましたやうに、かりに七億円の金を一番困つてゐるところへ全部やつてしまつて、そうしてあと七千万円は困つてゐるところにやるといふ考へではなく

て、七億円の中心は、完全に所在市町村の固定資産税であるということ、これは市町村と電電公社との利益關係に著目して交渉しておるわけにございまして、従つて資産の所在はこの市町村にあるけれども、その所在のあることによつて市町村がいろいろの影響をこう受けてゐる。その影響の度合いは、実はその市町村だけでなくて、隣の市町村もあるのだというものもある、その市町村だけだというものもあるものであります。たとえば宿舎のやうなものにつきましては、その宿舎のある市町村だけがいろいろの關係があるものでありますから、これはその市町村だけの所在ということを出てきた額を全部配分する。しかしながらたとえ電電の場合ですと、いろいろの配線ルートの問題でありますとか、あるいはマイクロ施設の問題であるとか、こ

ういふものは実は箱根の山の中にもあるわけでありまして、その箱根の山の村だけがいろいろの關係があるのではなくて、非常にたくさんの方が關係を持ってゐるものであります。その資産価値を配分する場合には、先ほど申しましたやうに、できるだけ税源偏在のないやうな配慮をして、自治体へ配分をしていくということになるものであります。なおそういうこともやりながら、自治庁としては、全体として富裕な団体と貧窮な団体の差が出てこないやうな交付金その他の配分をやつていく、こういうことであります。

○松井委員 そうするとどういふことになつてゐるのかね。固定資産というものは、施設だけではないで、評価の度合いも影響力の度合いも、評価の要素として含まれるのであります。純然たる固定資産の評価ではなくて、固定資産を利用する利用の度合いが評価の要素になるわけでありまして、ただいまの御説明を聞けばそういうことになりまして、そういう評価の仕方になるのですか。

○岩尾説明員 評価ではございませんで、評価された資産の価値がどの市町村に利益關係を持っておるか、従つてその利益關係に応じて分配をしていく、その場合の判断の問題です。

○松井委員 そうすると、その場合の判断でも同じことですが、それでは評価をして、ほんとうの施設はこの市町村にだけしかないのだけれども、その利用度の影響力は隣の町村にもあるから、従つてその町村にも交付をするときには分けてやる、こういう解釈になるわけですか。

○岩尾説明員 それはやはり評価ではございませんで、分配の問題でございまして、ほかの例で恐縮でございまして、たとえば鉄道の車両でございまして、汽車は東京から大阪へ行つたり来たりしておるわけにございまして、この機関車をどこかの資産と見るか、あるいは機関車のあるところのものとするか、あるいはその機関車が走つた区間というものを各市町村に分けて、そうしてその額に応じて配分していくという考へ方もありましようし、そういうことにあるか、どこに所在するか、あるいはどこに利益關係があるかというところの判断のむずかしいものについて、そういう判断をしていこう、こういうことでございまして。

○松井委員 そうすると、そこにはかなり政治性が持たれるわけですね。政治性というとなつた方はちよつとお氣に召さなかつたかと思つたのですけれども、かりに全国プールで、機関車は東海道線のどこからどこまで走る。そうすると、東海道線全体の町村に、その機関車一個の評価した結果を割り当てていく。電話の場合も、線の關係なんか、そんなことを考へていく、そういう意味で、とにかくできるだけ公平の原則に基いて、施設の大小にこだわらず、自治体の救済のためにばらまこう、こういう考へが、評価ではなくて、配分のときに扱われるのです。そういう解釈でいいのですか。

○岩尾説明員 先ほど申しましたやうに、現在具体的には、どういふ標準でやるかということはまだきまつておりません。おりませんが、私の申し上げておりましたのは、評価の問題は、これは鉄道線路であれば、レールが全体で幾らであるか、東京から大阪に行けばどれだけの評価になるかということにきまつておるわけですね。そのきまつておる評価額というものを、どういふふうに分けていくのかがいいかという問題、その場合に、かりに今申し上げたやうな考へ方もありましよう。機関車の走つた距離で分けるという考へ方もありましようし、あるいはこま切れたに、所在しておるところへ割つていくという考へ方もありましようが、そういう点はできるだけ公平な考へ方を入れて、税源が不要なものに偏在していきつたやうな配慮をしたい、こういうことでございまして。

○松井委員 そうすると、もう一つの公平のところだけで聞きたいのですが、そうなつてくると、一体公平とは何ぞやということになると思ふ。たと

えば施設の大小によって、公平にきめていくのか。鉄道とか、電信、電話みなそうですが、機関車の走る線は、ずっと県から県にまたがっていく。それから電話はそれを通じていく。そういうような公社の關係については、富裕県とか貧乏県とか、富裕自治体とか貧乏自治体とかの考慮を払わないで、全体が利用するのだという形で公平に分配をしようと考えているのか。そうではなくて、その施設の大小だけに よって評価されたものを自治体に交付することが、公平の原則だと思つて いるのか。この場合についての公平とは 一体何ぞや。それを公平に扱う場合には どうなのかというのを、ちょっと聞かせてほしい。

○岩屋説明員 公平と申しますのは、やはり基本的には市町村との利益關係だと思ひます。市町村に対して持つて おる公社資産の利益關係がどの程度で あるかということが、一番基本的な分配の場合の基準になると思ひますが、 さらにその基準だけではなくて、この 基準についても、汽車が走った数でい くとか、あるいは管理者の教でいくとか、それ以外にいろいろ違った考え方が あるわけでありませう。そういうたい ろいろな基準を考へ合せて、市町村の 利益關係というものを表現し、はつき り出すためにはこういう基準でいくの がいいというところが政府部内できまり ましたならば、その額で割っていくとい うことになると思いますが、その場合も、 郵政大臣がおっしゃつておられますよ うに、できるだけ税源の偏在を是正す るという面についても考慮を払いた い、こういうことでございます。

○松井委員 それではちょっと発展を

してお伺ひします。三公社の場合そう いう形で扱つていきますと、これは何 せんも繰り返すようですけれども、や はり所在地固定資産だけで割り切つて いけない、利用度のことも考へなけれ ばいかぬ、あるいは汽車なんかどこで も走るから、どこの市町村に固定した 資産だという判定はできない。電話の 線もそうだ、こういうことではない。理 屈をつけられませうと、分配交付する 場合に、公社と市町村側とがどの線 で どうかという指図は、自治 庁がやるわけでしょう。そうではない のですか。そこを一つ聞かしてほし い。

○奥野政府委員 お話のように、自治 庁は評価をいたしまして、関係市町村 に総評価額を配分する基準をきめま す。自治庁がやるわけでありませう。 政府部内では十分相談はいたしてあり ます。

○松井委員 それでは、ただいまの質 疑応答の中に含まれておるのは三公 社だけですね。

○奥野政府委員 納付金に關しますも のは三公社だけでございます。

○松井委員 そうするとNHK等の場 合はどういう形に取扱いすることにな りませうか。

○奥野政府委員 日本放送協會に対し ましても、現在、本来の事業の用に供 する固定資産以外のものにつきまして は、固定資産税が課されております。 さらに今回、それ以外の固定資産全体 につきましても、固定資産税が課され ることとなります。しかしながら日本放 送協會の特殊な性格から、課税標準額 は、三公社の納付金の課税配分の場合 と同じように、価額の二分の一を取

る、昭和三十一年度だけは四分の一を 取るということにいたしておるわけ あります。

○松井委員 NHKの公共企業体的性 格と三公社とは違ふという見解で、別 にしたのですが、そうではないけれど も、取扱ひ上別にしただけであるとい うのでしようか、一体どうなんではし ょう。

○奥野政府委員 三公社と日本放送協 会とは、沿革的においても違ひます し、性格の上においても違ふ、かよう に考へておるわけでありませう。

○松井委員 どういうところが違ふの でございませう。予算の審議状況だ けが違ふというのか、それとも公共企 業体としての性格が違ふというのか、 経営形態が違ふというのか、どうい うところが違ふのでございませう。

○奥野政府委員 先ほどもちょっと申 し上げましたように、国と市町村との 關係を課税關係に置くというところは おもしろくない、こういうようなところ が基本になつてゐるわけでありませう。 三公社につきましても、従来は国有 營でございまして、現在公社組織をと りましてからもなお課税しないことに しておつたわけでありませうから、そこ で今回すぐに固定資産税という形に 持つていくべきではないかというこ とで、交付金でもありませんが、納付金 という形をとることになつておるわ けであります。日本放送協會につきま しては、従来は社団法人組織でありま して、国有國營ではなかつたわけであ りませう。現在公社組織になりまして

も、三公社とは予算の編成のあり方に つきましても若干違つておりますし、 また職員の身分關係におきましても大

きな違ひを持つておるわけではござい ますので、そういう点から日本放送協會 について課税關係に置いてはならない のだという理屈は、本来の事業の用に 供するものについても必要はない のじゃないか、ただ課税標準について 考慮を払ふ必要はある、こういうよう に考へたわけでありませう。

○松井委員 そうすると、公共性の問 題は一緒ですね。それから資産の一体 性も一緒ですね。そうすると、片方は 固定資産税で取る、片方は固定資産税 的性格による交付金を取る。それが今 度は発展していつて、今までの論争か らずとくれば、評価の場合には、や はり市町村に固着してゐる資産だけで はなくて、機関車もある、線もある、 こういうことになる。そうすれば放送 等の場合の固定資産の押え方、そうい うものは利用度合いの実態ということ になりますと、一体どういふところで 押えようとするのですか。

○奥野政府委員 固定資産税でござい ますので、固定資産所在の市町村にお いて固定資産税を課するわけでありま す。従つて放送等でありましても、放送 等所在の市町村がそれに対して全額の 固定資産税を課していく、かように考 へておるわけでありませう。

○松井委員 そこで問題になりますの は、放送局所在の市町村がその固定資 産についての固定資産税を取る。これは NHKの場合にそうきめてあるのです ね。ところが、大蔵省の説明のように、 今度電話、鉄道の場合には線路を引いて いる。機関車は線路を伝つてどこの市 町村でも通つていく。これも考慮しな ければならぬ。電話は線を伝つてどこ の市町村へでも飛んでいく、その線も

やはり考へていかなければならぬ、こ ういうことになる。そうすれば、やは り放送局の固定資産税というものは、 その理由からいって、放送局所在地か ら飛んでいつてゐる電波の利用度合い については、今の理屈ではいかぬわけ です。どういふ考へ方なんですか。

○奥野政府委員 納付金制度を作るに 当りまして、郵政大臣からは、先ほど 松井さんのおっしゃつたような考へ方 も経緯としてはございまして、そのこ とがまた固定資産税的な納付金であつ ても、運用上可能じゃないか。こうい う考へ方を自治庁としては持つておつ たわけでありませう。これを鉄道に例を とつて申し上げると、おわかりいた だきやすのじやなからうかと思ひます が、軌道車の通つてゐる土地の評価を どうやつてゐるか、これはやはりいま 切れでは評価はできないと思ひます。 全体を一つの資産として評価をせざる を得ない。それを軌道の延長としてい きますと、たとえば東京郊内の高い土 地の評価額が、山村の土地の評価額に ある程度移つていくわけでありませう。 そういふことによつて、固定資産税的 な性格を失わないで、なおかつ弱小市 町村に相当の収入をもたらすことが可 能じゃないか。同時に先ほど来政務次 官からもたびたび答弁されています が、納付金は自主財源として市町村に 与える。しかしながら自主財源として は十分なる収入の入つてこない弱小市 町村もたくさんございまして、こうい う団体については、自主財源がたく さん入つてきた限りにおいて、今まで その団体に交付されておりました地方 交付税の額が要らなくなつてくるわけ でありませう。自主財源に恵まれてない

団体に対して、地方交付税が増額されてくるわけでありませう。それによつて、結果的には三公社の交付金制度によつて、これが直接弱小市町村に参りませんでも、他の市町村の自主財源がふえるかわりに、その地方交付税が浮いてくるわけでありませう。地方交付税の施設のない市町村に対しては御心配いたしておりましたような結果が、市町村財政の上に現われてくるのじゃないか、かように考へております。自主財源と調整財源の二本立てでいきなさい。自主財源たるべきものを、わけのわからない性格のものにしては、今申し上げたように、その性格をくずさないでやるやり方があるのじゃないか。しかしまた他の団体に対しては、おのずから地方交付税が増額されてくる。結果においては、自主財源であるか、調整財源であるかの違いはあるけれども、財源としては全体として潤ってくるのじゃないか、かように考へております。

○松井委員 それで結局、直接関係はないけれども、国の方で今度は交付金をやる場合に、電電公社として自主財源がその自治体に落ちる。そこは国からやる交付金を減らしていく、こういう考へ方なんですね。そのために取ろうとするのです。この納付金は理由はそれだけなんですね。

○奥野政府委員 申し上げましたように結果的にそういう作用を、この納付金によつて持つことができるわけでありませう。

○松井委員 考へ方の相違は論争しませんが、先ほど言つたように大蔵省の

方が説明したように、その所在地の町村には少くとも影響力といひますか、その隣を通過していく、そういうところも考えられるといふことになる、放送の電波というものは、これは困つたことになりませう。放送のサービス・エリアというものは全体に及ぶわけですから、そうすると放送局の所在地でなくとも、さっきの理屈からいけば恩恵をこうむらなければならぬことになるのです。そう考へませう。にもかかわらず、なぜ放送関係だけ、NHKだけは固定資産税にして、三公社を今の納付金制度にしたのか、ここに大きな問題がある。たださつき言つたように電電公社、国有鉄道は全部施設の中心の自治体が固定資産税をもち、それは地方税だ、これならはつきり割り切れますけれども、そうじゃなくして一応自治体で勘案すると、勘案する場合、自主財源に充てるためには影響力まで計算していく、交付の場合に考慮する、こういうことになりませうと放送の場合なんかというものは全体に及んでいませう。そうすると放送関係だけ固定資産税にするという考へ方の矛盾と取り扱ひの矛盾、ものすごい矛盾が生じてくるのです。固定資産税と勘案してやるならば、賛成反対は別として、それはもう固定資産所在地の町村に対する地方税ですからやむを得ないけれども、そうじゃなくして、三公社の場合だけは政治的配慮を行なつて、交付のときにいろいろ考へていく。NHKの場合だけは、これは放送局所在地の固定資産税とする。こういうことになるが、放送局所在地でなくして、先ほど説明されたように汽車は全国鉄道を走っている、機関車も高崎機関区の

機関車は日本海岸を通過して大阪まで行く。だから日本海岸から大阪までの町村は、その機関車の固定資産税を取る必要がある、あるいはもたせる理由が立つ。こういう理屈でいませうと、放送の電波は全国です。そういう矛盾撞着した納付の方法というものは、一体理屈になるかならないか。この点を一つ明らかに説明してもらひませう。

○岩尾説明員 御質問の趣旨は、NHKに対して固定資産税として、三公社に対して納付金制度をとつていふことはなぜであるかといふことであると思ひますが、先ほどコーポレーションに対して税金が課税されるかどうかといふことの御質問がございましたが、われわれは公共企業体といふものは公共性を追求するために、できるだけ能率的な企業運営をすることを考へております。従ひましてある意味におきましては企業性という意味で、一般の企業と同じような性格を持つてゐる。しかしながら一方において公共性を追求するといふときがある、そこでまずコーポレーションについてその企業性といふことに着目いたしますならば、従来から取つておりますように三公社について、事業用以外の資産については一般の私企業と同じような固定資産税を課すべきでないかという議論が出てくるわけでありませう。ただし国全体としての公共性を考へるので、事業用について課税するのはいかかかといふのが従来の考へ方だったわけでありませう。そこでNHKと三公社の問題でございませうが、この点は今申し上げましたように公共企業体であることについては両者同じようなものでありますけれども、その持つております企業性と公共

性というものを比べてみますと、三公社につきましても予算は全部国会に提出して国会の審議に待つ、また全くの独占であるといふ点を考へましても公共性——あるいは公共性という表現がまずければ、国家的な色彩と申しませう、か、そういう意味におきましてNHKはほかに同じような企業体もございませうし、かなり独占というよりは企業として競争してやつてゐる、むしろそういう状態にあるのではないかと思ひます。こういう意味合いを考へましますと、たとえば固定資産税の場合に、ある市町村にも民間放送の会社があれば、その市町村はその放送局のためにこうなる不便を固定資産税によつてまかなうことができる。それがたまたまNHKである、そういう税金が全然入らないというふうな意味合いの議論が、三公社とNHKの場合におきましてはNHKの方が強いのではないかと、こういう考へ方ではNHKにつきましても固定資産税という考へ方をとつたわけではございませうが、三公社につきましても公共性、ことに国家的な面、全国民へのサービス機関としての面が非常に強いといふことで、納付金制度をとつたわけではございませう。先ほど私機関車の例をあげましたけれども、この問題は全くきまつておる問題ではないので、私の一つの考へ方として申し上げたのでございませう。従つてNHKの場合にそういう電波その他を公益団体に応じて割るのだというふうな考へ方で固定資産税の場合にいかか、これはすなわち一般の私企業の場合にも、あらゆる固定資産の課税の際に、そういう基準の議論を出していいかどうかという問題になつてきますと、これは

なお自治庁その他よく議論をしなくてはならない問題で、先ほどは私が単に一つの考へ方として出したわけでありませうから、全体の議論ではございませう。

○松井委員 これでもう他に譲りませうが、今の答弁でまた大へんことになると思ふのです。要するに国家性という問題については私は異論はございませうが、三公社の企業性とNHKの企業性といふことになる、大きな問題になると思ふ。たとえば三公社、そのうち専売は別にしましませう。これはとにかくしにむに利益を出さなければならぬ形になつておりますから。けれども国鉄とか電電公社とかは、国民全体を利用の対象として企業を成り立たせなければならぬところに公共性があるものであつて、従つて国民に対する利用度合ひが上昇すれば、企業性といふものは、予算の扱ひ方は別として、収入面に直接出てくるのです。ところがNHKの場合は受信料だけしか収入がないのです。いわゆる企業性に基く営業面から他のいかなる営業政策を出しても、収入を持つてくるのができない企業体なのです。そうでございませう。そういうことを考へてくると、そういう企業体から税を取る取らないといふことになりませう、おのずからまたそこに別の理屈が出てくるのです。そうじゃなくして、国民全体を利用の対象とする公共企業体であつても、たとえば税なり納付金の形で賛成反対の理屈と理論は別として、政府としては取らざるを得ないのであるから、一緒に取り扱ひのだからといふことになれば、これは一応理屈が通るのであります。けれども今の説明の企業性だけか

性というものを比べてみますと、三公社につきましても予算は全部国会に提出して国会の審議に待つ、また全くの独占であるといふ点を考へましても公共性——あるいは公共性という表現がまずければ、国家的な色彩と申しませう、か、そういう意味におきましてNHKはほかに同じような企業体もございませうし、かなり独占というよりは企業として競争してやつてゐる、むしろそういう状態にあるのではないかと思ひます。こういう意味合いを考へましますと、たとえば固定資産税の場合に、ある市町村にも民間放送の会社があれば、その市町村はその放送局のためにこうなる不便を固定資産税によつてまかなうことができる。それがたまたまNHKである、そういう税金が全然入らないというふうな意味合いの議論が、三公社とNHKの場合におきましてはNHKの方が強いのではないかと、こういう考へ方ではNHKにつきましても固定資産税という考へ方をとつたわけではございませうが、三公社につきましても公共性、ことに国家的な面、全国民へのサービス機関としての面が非常に強いといふことで、納付金制度をとつたわけではございませう。先ほど私機関車の例をあげましたけれども、この問題は全くきまつておる問題ではないので、私の一つの考へ方として申し上げたのでございませう。従つてNHKの場合にそういう電波その他を公益団体に応じて割るのだというふうな考へ方で固定資産税の場合にいかか、これはすなわち一般の私企業の場合にも、あらゆる固定資産の課税の際に、そういう基準の議論を出していいかどうかという問題になつてきますと、これは

性というものを比べてみますと、三公社につきましても予算は全部国会に提出して国会の審議に待つ、また全くの独占であるといふ点を考へましても公共性——あるいは公共性という表現がまずければ、国家的な色彩と申しませう、か、そういう意味におきましてNHKはほかに同じような企業体もございませうし、かなり独占というよりは企業として競争してやつてゐる、むしろそういう状態にあるのではないかと思ひます。こういう意味合いを考へましますと、たとえば固定資産税の場合に、ある市町村にも民間放送の会社があれば、その市町村はその放送局のためにこうなる不便を固定資産税によつてまかなうことができる。それがたまたまNHKである、そういう税金が全然入らないというふうな意味合いの議論が、三公社とNHKの場合におきましてはNHKの方が強いのではないかと、こういう考へ方ではNHKにつきましても固定資産税という考へ方をとつたわけではございませうが、三公社につきましても公共性、ことに国家的な面、全国民へのサービス機関としての面が非常に強いといふことで、納付金制度をとつたわけではございませう。先ほど私機関車の例をあげましたけれども、この問題は全くきまつておる問題ではないので、私の一つの考へ方として申し上げたのでございませう。従つてNHKの場合にそういう電波その他を公益団体に応じて割るのだというふうな考へ方で固定資産税の場合にいかか、これはすなわち一般の私企業の場合にも、あらゆる固定資産の課税の際に、そういう基準の議論を出していいかどうかという問題になつてきますと、これは

なお自治庁その他よく議論をしなくてはならない問題で、先ほどは私が単に一つの考へ方として出したわけでありませうから、全体の議論ではございませう。

ら割り当てるならば、ほかのところにも努力をして、ほかの仕事をやって収入をふやそうということができないのがNHKなのです。ところが電電公社、国鉄の場合は、たとえば投資の關係、建設の關係は伴いますけれども、これは国民へのサービスを上昇させるために、營業面における収入をふやそうとするならばこれはふやすことができないのです、そうでございます。そういう考え方で今の納付金と固定資産税を区分けして、NHKと三公社とを別に扱ったとしたならば、これは企業性に対する考え方の大きな矛盾だと思ふのです。そういう考え方でない理屈の方が、理屈が通るように見受けられるのですが、これは答弁がなければなりません。よろしいのです。

○岩尾説明員 企業性と申しましたら、NHKの場合には料金がきまつておるといふことでございますが、NHK自体の經營その他につきましても、なお能率化をはかるというところは可能であらうと思ひます。私の申し上げておる意味は、そういう意味よりもむしろ独占性といふ点、そういう意味合いが公社については非常に強くて、NHKについてはその点がまだ完全なる独占といふところまでいっていないのじゃないか、こういうことを申し上げたのであります。

○松井委員 他の委員に申しわけないけれども、もう一言。独占性が強いといふことになる、これはやはり国家性が強いといふことになって、固定資産税とか納付税を取ることはできませんよ。国営のところから税金を取るなどという例は私は知らないのです。従つて国営性が強くて独占だと、こ

きまつてしまふと、その性格からいへば三公社から納付金を取ることはできませんよ。そうじゃなくて、公共企業体であつて、国民全体を利用の對象とするのだが、そのためには国営よりもコーポレーションの方が企業性が發揮できて、サービスが上昇するであらう、能率も上るであらう、そういう角度から考える、純然たる国営、独占ではないのだから、固定資産税なり納付金を取ることはよろしいのだといふことなら、これは私は理屈がわかる。そうでなくて、完全なる国営的な性格を持った独占企業だといふことになりまふと、これは国営形態ですから、国営形態の中から税金を取るといふことの不合理が出てくるわけなんです。これは論争するわけじゃございませぬよ。だからそういうところに大きな矛盾が出て、今度の固定資産税、納付金もコーポレーションから取ることが無理だ、取るという理屈はへ理屈だといふことになるわけなんです。だからそういうじゃない理屈ならば、そうじゃない理屈でものを考えていただかないと理屈が合わない、こういうことにならうと思ふのです。他の委員に譲ります。

○岩尾説明員 独占であるから固定資産税が課せられないといふことにはならないと思ふのであります。先ほど申しましたように、公共企業体は公共性と企業性の両面を兼ね備えておるわけでございます。固定資産税は企業性という面に着目をしていく、それから納付金の方はむしろ公共性に着目をしていく、この場合には先生のおっしゃいましたような独占——完全な独占ではないかもしれないが、公共性に着

目していくわけでございますけれども、その際に考えられることは、市町村と公社との利益關係がどうであるかといふことを考えまして、その關係からいってやはり公社に対しては固定資産税に対する何らかの負担をしてもよろしいのではないかと、市町村とあわせてみた場合に正しいのではないかと、そういう判断でやるわけでございますが、この際に公共性といふものをできるだけ考えて、税率を全国一本にする、あるいは標準額につきましても四分の一まで減らそう、こういう配慮をしているわけでございます。

○森本委員長代理 秋田大助君。

○秋田委員 大分長時間詳細に松井委員から御質問がありましたので、時間もたつておりますから、ごく簡単に二、三の大筋の点につきまして、主として自治庁側の御意見をこの際伺つておきたいと思ひます。

〔森本委員長代理退席、松井委員長代理着席〕

当面の三公社並びにNHKに対する納付金あるいは固定資産税の問題でございますが、ただいまいろいろ松井委員から納付金の性格等突き進んでの御質問があり、それに対する政府側の御答弁がございましたが、私伺つておりますともやはりわからない点が多ございします。必ずしも法理論を透徹してはいない点を、手宛例としても率直に私は認めざるを得ないと思ひます。これはそもそもこの制度に無理があると思ひます。そこから出発をいたしておると思うのでございます。よくまあこういうものを出すことを郵政大臣は、また閣議でも御了承になった。これは私がもしかりに郵政大臣だったら、あ

くまでがんばつて出さなかつた。しかし大臣は国家的な人物であられますから、国家的な大義的な見地からこれを出すことを認められたのであらうと思ひます。また反面には自治庁敏腕にしておき取りになったと思ひますが、しかし迷惑をするのは三公社側の事業ではなくて、むしろこの事業といふものは国民全体に関連し、国民全体に直結をいたしておるのであります。これが三公社の形で現われておるから、その点の認識が必ずしも一般に透徹しておらないと思ひます。そこで非常に愚問のようでございますが、この際念のために、なぜこういう納付金あるいは固定資産税をお取りになるかといふことに関する自治庁側の率直なお答えを一つ伺いたいと思ひます。

○早川政府委員 まず根本は、地方財政が非常に赤字であるので、どうしても所在の固定資産税に対しては課税したい、こういうことが第一点であります。第二点は、先ほど部長その他から申しましたように、アメリカにおきましてはコーポレーションに對しましては固定資産税をかけているといふので、シャープ勧告以来数年間におたりましていろいろこれが主張されて参つた。理論的には固定資産税あるいはそれに代つて納付金をかけてはならないといふ税法上の反対理論もないわけではございません。もう一点は、自治体という性格から申しまして、従来市町村といふものは何らかの下部機關といふような認識がありましたが、これはほとんどない間違ひで、自己責任における自治体といふものでございしますので、本来は自治体は何に課税してもいいのでございます。税種に制限はござ

いせんが、たまたま公共性を持つたものが、同時に事業的性格を持つてゐる三公社に、固定資産相当の納付金をお願いする、こういうことでございします。国家の国有財産、たとえば林野庁の持つておる林野とか、そういうものにも、これは交付金でございしますが、課しておる現状から言ひまして、三公社に納付金を課してはならないという理由は私はないと思ひます。要は地方財政の非常に逼迫した赤字の解消が根本である。財源も十分豊かでありましたならば、何も三公社に課す必要はないのでありますから、その点御了解願ひたいと思ひます。

○秋田委員 地方団体の赤字解消の一助にしたいといふのが主たる理由であるといふお答えは、私もわかります。しかし必ずしもこれは三公社あるいはNHKから取らなくても、やる方法がまだあるのじゃないかとも思ひます。また先ほどの議論の中で、この三公社あるいはNHKの事業の公共性とか企業性とかいふようなことを主として論ぜられましたが、同時にそういう面から課税をすべきだといふ議論が生まれても、ただいまのこの三公社の事業が置かれておる状況、ことに当通信委員会において問題になり、主管をしております電電公社等の事業における今の状態、この時代、時という觀念をここにわれわれは逸することができないと思ふ。御承知の通り戦後電信電話事業の設備の整備拡充のためには、予算上もわれわれはいろいろ考慮してきてたことであります。大都會において熾烈な電話設備拡充の要求があることは御承知の通りであります。これがどうか一応の整備をし、今後自治庁で問

題の地方団体のいわゆる中小都市以下ないしは部落で電話のないところの、無電話部落に対する設備を整備し、拡充するような段階にきております。そこで御承知の通り市町村やあるいは部落からは、個人にも御負担を願つておれば、また町村としても負担をしてもいいから電話局を作つてくれ、電話を布設してくれという熾烈な要求があるのであります。この際こういう納付金等を取つていかれることの矛盾は十分感ぜられておられると思います。今まで納付金を取つてこないのであると取るといふのは、地方団体の赤字解消のためではあります、とにかくその矛盾が大いにあるところはお感じになつておられるかと思つて。従つて私はこの納付金なりあるいは固定資産税、これが税的性格を持つかどうか等において割り切れない矛盾を持つておる制度であり、こういうものを公社から取つていくことについては大いなる矛盾があるということを、少くともお認めになるかどうかということをお伺つておきます。

○早川政府委員 われわれの側から見ますと、さればこそ赤字状態でありますので、むしろ所得税、法人税は公社にかからない。同時に、これは納付金にいたしまして、本来の固定資産税は私鉄と比べても、今回の四分の一であります。郵便の電信、電話は競争がありませんから何とも申し上げられませんが、そういった面で必ずしもこの程度の――所在市町村にいろいろな利益関係もあり、国鉄なり電電、専売公社が固定資産税相当の納付金を払つていただくということは非常に困るといふのは、理論的にも合わないといわれ

は考へておる。本来は当然支払うべきものの上に事業計画を立てるといふことの方が、むしろ私企業その他いろいろな総合的なバランスから申しまして、またアメリカなんかからやつておる例から申しまして、妥当ではないかと考へております。もちろん国鉄にいたしましてもあるいはその他の公社にいたしまして、非常に財政的に豊かでないときに特にお出し願つたような格好になつておりました。郵政大臣その他通信委員の方の御理解に対しては、非常にわれわれとしても感謝して、おるような次第でありまして、十分御意図の線にこのお金が生ずるよう、自治体に対してもその点は強く申しておるようなわけでございます。従つて最小限度の納付金をいたしたい、こういう趣旨でございます。

○秋田委員 私は元来、固定資産税はもちろんのこと、納付金制度といつたとしても、この際としてはこういうものを三公社に負担をかけていくということは、結局将来料金の問題にまで波及をして、大きく日本の経済、財政に悪影響を及ぼすという点を考へますと、これは相当の大問題であります。私は反対でございます。しかし百歩を譲りまして、この際地方団体の赤字解消の一助という意味において、私は涙をのんで承するやうな気持ちでございます。そういたしますと、これは限定的立法として実は法律は出ておりませんが、政治的考慮といつたしまして、これは限定的立法であるといふやうな考へをお持ちになるかどうか。私はこの納付金の性格等が、ただいま松井委員の究明によつても非常に不徹底、不明瞭なものであつて、大蔵側

から出られた政府委員も、特別なある納付金という性格を持ったものであるといふ苦しい説明、御答弁をなさつたに徴しましても、相当研究の余地が立つた技術上も私はあると思つて。従つてまして事の性格上から、そういう立法技術上の点から考へても、今提案をされておるこの法案は限定的な性格を持つものであると考へ、またその政治的処置すべきが妥当であつて、よりよき方法を将来政府当局において考へ出し、それをもつて地方団体の赤字解消に資するといふやうな考へ方をすることが妥当であると思つて、これに対する郵政当局並びに自治庁当局のお考へをお尋ねしたいと思つて。

○村上上野大臣 お答えいたします。御指摘の通りでありまして、私といつたしましても、国全体の財政の建前からやむを得ずこれに賛成いたしました次第であります。従つてこれの閣議決定の際には、少くとも他の適当な財源が見つかれば、少くとも地方財政が立ち直つてきた場合には、かようなことはぜひともやめてもらいたい。従つて現時限的な立法措置にしてはいいといふことを強く要望いたしました。閣議においては、これに対して諸君の返事はなかつたのでありますが、官房長官から、これを記録にとどめて次の機会によく考へようといふことの返事がありました。

○早川政府委員 ただいま郵政大臣の言われたことは、自治庁長官からも聞いておりますが、ただいま暫定措置といふことは実は考へておりません。しかし世の中に絶対的といふものはないのでありますから、財源が非常に豊かになつて、十分自治がやつていけると

いう段階にいきますれば、当然再考慮していいと思つて。現在のところ、これは、時限立法とか暫定立法といふことは私の言明する限りではありせん。

○秋田委員 法律の建前が時限立法でございせんから、事務的見地においては時限立法と考へると言明できないのは当然だろつと思つて。私は政治的にこれをどう扱うことが、真に国家的見地において望ましいかという御見解を承つておつたのでございまして、次官の御意図はおおよそ言外に察せられますので、これ以上追及いたしません。が、とにかくこの立法にはいろいろの矛盾があり、なお考慮すべきものがありまして、その点から考へまして、これは一年後あるいは二三年近い将来に、当然考へ直さなければならぬと思つて。先ほど松井委員から御指摘があつたNHKの固定資産税の問題についても、このことが私は痛感されるのであります。NHKの事業団体としての性格、公共性、企業性の問題からいいますと、三公社と多少違ふところがあるといふことは、理論的に十分言い得ると私は思つて。従つてその点からは、固定資産税にするのだといふことはうなずけますが、同時にNHKの聴取者は全国にまたがつておる。聴取者は全国からNHKに聴取料を納めておるという観点から見まして、それから地方団体の赤字の現状を見まして、NHKから取つたお金が、その施設があるところだけにしかいかないと考へます。これは固定資産税だから、やむを得ず有形の設備の所在する町村だけに配付するのだという議論は成り

立ちますが、それがそもそもの不合理だ。何もむづかしい法律的な術語を使わなくても、法律といふ政治といひ、根拠は常識なのであります。だが、これも常識上納得ができません。これはおそろく自治庁でもお困りになるだらうと思つて。これを固定資産税としたことが、ただ事業の性格上からこれを決定されたところに、大きな誤まりがあるといふ私は思つて。これは三公社とは別な意味において、やはり固定資産税ではなくて、交付税的な性格を持つ。自主財源の財源ではない。むしろ赤字を調整する財源の財源に使うことが地方のためである。国民全体のためである。放送事業の性格からいって、当然考へなければならぬといふ私は考へる。この点も一度言ひます。修正していただきたいくらいの意見と委員として持つものでございしますが、もしこれも涙をのんで認めていたしまして、この点からいつても非常な矛盾がある。従つてこれは時限立法的なものに解釈をして、近い将来にこれの改廃を期さなければいかぬといふことを私は痛感するのであります。

ここでもう一点だけにとどめますが、三公社の資産を評価される場合には、自治庁が評価をされるということに承つておりますが、これとても自治庁が勝手に評価はしない。三公社を監督される郵政あるいは運輸当局等とよく連絡の上、協議して評価額を決定されることであると思つて。この点は私は非常に不安に思つて。ただ口頭だけで果してそれが実施されるかどうか。従来さうな性格のものについて口頭ではやつておられるが、実際にそ

れを行う場合には、各省の法文上の権限に照らされて何らの連絡なしにやられるという場合が多いのであります。こうなりますと、三公社の該当事業の将来、ひいては国民生活、産業、文化の上における影響を及ぼします。この点については相当綿密な御配慮を必要といたしますが、もし自治庁当局においてこの間の問題について何らかお話し合いをされましたかどうか、その点伺っておきます。

○村上周務大臣 この点は、基礎的な資料を割り出すのを自治庁だけでいいことは、私は非常に困難と思ひます。従いまして何をなしくても自治庁は必ず郵政省あるいはまた運輸省等と協議の上、これをきめていくということとは当然だろと思ひます。自治庁長官の幾たびかの言明の中にも、そのことが含まれておりますし、私もまた必ずただいま秋田委員のお話の通りに運べるものと、かように確信いたしております。

○早川政府委員 ただいまの評價の御相談、これは政府は一つでございますから、やるつもりでおります。なお具体的なことは税務部長が相談をしております。また放送協会の今の御意見は、まことに傾聴に値する御意見でございますが、今後この問題はもう少し掘り下げて研究いたしたい、かように思っております。

〔松井委員長代理 退席、委員長着席〕

○秋田委員 もう一点だけお尋ねをいたします。現在の内閣におきまして、自治庁、郵政両大臣の間には十分のお話し合いができておられますし、また政府として関係一休のものでござ

いまして、両者の間に協議もされましようが、とかく問題が起きた場合には、法文上の文字にとらわれるということも往々にしてありがちであります。この点は大蔵大臣がかわつたからといって変わるべき問題ではないので、できますれば文書等にして、両相間、これに大蔵大臣等も加わりまして、申し合せ等ができておることが好ましいのであります。そういう措置についてお考えになったことがございますかどうか、最後にこの一点だけお伺いしたいと思ひます。

○村上周務大臣 お答えいたします。私はこれは十分自治庁長官の言明通り協議してやっていくものと信じておりますし、心配ないと思っております。いろいろ御不安の点がありますれば、また自治庁、大蔵当局ともよく相談いたしまして、御納得のいくような措置をとりたい、かように思っております。

○八木(昇)委員 ちょっと簡単に二つだけ確かめておきたいと思ひます。一つは、今の納付金といふことは、この問題についてはまだ閣議決定は見えておらぬわけでしょうか。

○村上周務大臣 閣議決定いたしております。

○八木(昇)委員 それではもう一点だけ聞きたいと思ひますが、元来この問題が起きたのは、一般的な地方財政の窮乏を救う一つの手助けとして起きた、大体そういうお話でございましたが、実際にそういう要望が強く出たところは、特に鉄道関係とか専売関係、こういうところは固定資産は比較的偏在しておるわけですか。そこで私どものおります九州あたりでは、たとえば鳥

栖というところは鉄道の大きな施設がある、そしてそこに専売の工場もある、こういうふうな地方自治体が強要望したのではございませんか。

○早川政府委員 この問題はもう五、六年來の問題で、単に所在町村が要求したというのではなく、全般的な地方制度調査会の有識者の御意見でも出ておりますし、必ずしも大きな施設のあつた田舎とか、少い所在地区が要求しているというのではございません。もう少し広い、しかも長い沿革のものにおいて、今年初めて達成される、こういう経過になっております。

○八木(昇)委員 一応お答えされぬと工合が悪いのだらうと思ひますが、実際にいろいろの陳情やその他があらましたところは、ほとんどそういう地域です。そうだといたしますと、地方財政の全般的な救済策といふものは、全部に均霑するやうな交付金の出し方といふものは、実際問題としてこういう措置では私は困難だと思ひます。地方財政の窮乏を救うといつても、そういう特定の地域からの強い要望に基いてこれが漸次具体化してきて、こういう事態は非常に歴然としておりますので、実際の運営に當つては、やはり何といつてもそういう該当市町村というやうなところに、この納付金は実際には配分されることにならざるを得ないのじゃないか、こういうふうにお思ひますが、その点もう一度伺ひたい。

○早川政府委員 先ほど松井委員に詳細お答えいたしましたように、鉄道のない町村、あるいは電話のない町村というものは実に少いのであります。ただ御指摘の点で、非常に大きい施設のあるところのみが非常に得するやうな配分標準は立てません。そうではなくて、先ほど税務部長から申し上げましたように、土地の評価にいたしまして、またレールとか、あるいは電話の加入数とか、できるだけ均霑するやうにいたしますので、一部の偏在した地域に大部分がいくという御心配は少くともないのではないかと。特に郵政関係は広く一般的に施設がございまして、国鉄、専売よりもさらにユニヴァーサルにいくことになると思ひます。

○森本委員 時間もだいぶ長くなりましたので、きょう御答弁のあつた内容についてこの次の委員会でも詳しく私は論争したいと思ひますが、特に大蔵省、それから自治庁の方々の答弁を聞いておきますと、実際に電電公社の事業形態そのものについてあまり御存じなくて発言をしておられるというやうな面が非常に多い。今日電電公社において家を持っているというやうなものは、各県においてほとんどない。ただこれは機械の設備があるだけであつて、末端の郵便局なんというものは全部郵政省のものである。しかもやつてゐるのは全部郵政省の人間であつて、電電公社の人間は一人もやつておらぬ、こういう形からいくと、先ほど来答弁している内容を考へても、実際問題としてそういう市町村に均等にいくということとはとうてい考えられぬ点が出てくるわけですね。だからこういう問題についてはよくその現場の事態というものを、その固定資産そのものについて十分つかまえた上においてよく答弁を願ひたいということを、私はこの次の委員会までに要望しておきたいと思ひ

ます。

もう一点重要な点があります。それは先ほど同僚の松井委員、それから秋田委員の方からも指摘いたしましたように、放送協会の今度の固定資産税、それから三公社の場合は納付金という形になって、これに対する岩尾説明員からの説明では、三公社とNHKとの相違の問題について非常に重大な発言があつて、あの発言について、私は少くともNHKを監督する立場にある郵政大臣としては異論があると思ひます。これは放送法の第七條を見ても、明らかにNHKというものは公共的な団体である。さらにNHKの仕事の内容は確かに独占企業という形ではないけれども、一般商業放送は民間放送で、公共放送はNHKというところが放送法において明確になつてゐるわけですから、そういうやうな答弁をせられるということは、今日放送法の改正が云々されてゐるときに、NHKの性格そのものについての問題までこの固定資産税から論及してくるというところは、非常に望ましくないと思ひます。だからこの問題については、大蔵当局としても、税制の問題だけをなくして、そういうふうにいふゆるNHKの性格そのものについて論及をする場合には、十分に今の放送法その他の問題についての研究をされて、放送協会のあり方というものは今日どういうやうなあり方になつてゐるかというところについて、十分認識をせられた上においての答弁を願ひたいというふうに考へるわけですね。先ほどの岩尾説明員の説明によりますと、NHKと三公社との違いの問題について非常に重大な答弁だつたと思ひますが、この点について郵政大臣は、ああいう答弁

をせられて、放送法を一応あずかる主管大臣としてどうお考えですか。

○村上国務大臣 ちよっと私聞き漏らしていた点がありますので、速記録を調べた上で確かな御回答を申し上げたいと思います。

○松前委員長 御質疑ございませんか。

○松前委員長 この際小委員会設置の件につきましてお諮りいたします。本日の理事会で御協議願ったのでございますが、電波及び放送に関する事項の調査のため、電波及び放送に関する小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松前委員長 御異議ないものと認め、さよう決しました。

なお右小委員会の小委員の員数並びに小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松前委員長 御異議ないものと認めまして、後ほど委員長において指名の上、公報をもってお知らせいたします。

今日はこの程度にて散会いたします。次会は公報をもってお知らせいたします。

午後一時一分散会